

国立衛研で放射性物質測定実務者研修開催

地衛協理化学分野の研修会に協力

広報担当 宮原 誠

2月28日午前、国立衛研において、地方衛研の職員を対象とする放射性物質測定実務者研修（地方衛生研究所全国協議会（地衛研協議会）主催）が開催され、約100人の研修生が集まって熱心に講師の説明に聞き入った。かねてから、このような公的研修プログラム実施について都道府県の衛生関係者から強い要望が寄せられており、今回国立衛研がこれに応えた。なお、この研修の目的は2011年12月、厚労省が決めた“食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について”（いわゆる新基準）に対応した測定法を習得することであった。

この研修会は地方衛生研究所全国協議会衛生化学部会（部会長は神戸環境保健研究所 田中敏嗣所長）要請に基づき、国立保健医療科学院と国立衛研が実施したものである。

研修は2日間で、一日目は和光市にある国立保健医療科学院、2日目は国立衛研で講義が行われた。2日目の冒頭に大野国立衛研所長の挨拶があった。その中で、このように地方の先生方に研鑽の場を提供できることは誠に意義のあることで、今後とも機会があれば協力していきたい旨発言があった。

その後、厚生労働省医薬食品局食品安全部による食品中の放射性物質に関する

対応について一連の講義があった。まず、同部基準審査課の大原氏により“食品中の放射性物質の新たな基準値について”の説明があり、「食品を飲料水、牛乳、一般食品、乳児用食品の4つに区分し、規制核種はセシウム134と137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106とする。セシウム以外の核種については測定上の問題からセシウムの測定値をもとにそれらの推定量を計算し、介入レベルの実効線量当量である1 mSvからそれらの値を差し引いた残りの線量にセシウムの規制値を割り当てて、セシウムの基準値を設定した。」などの話があった。

続いて、同部監視安全課から、“食品中の放射性物質の検査について”の講義があった。その中で、「この検査の実施計画は原子力災害対策本部が策定し、17都県で、暫定基準を超えた食品や摂取量が多い食品並びに出荷制限解除後の品目等を中心にゲルマニウム半導体検出器とスクリーニング用 NaI 検出器で検査する体制

【地方衛生研究所全国協議会】

都道府県や政令都市の市や区が設置した衛生関連の研究所が集まる協議会で、その事業強化を目指している。

現在の会長は群馬県衛生環境研究所の小澤所長で、事務局は同研究所にある。会員は約70機関である。

が整えられた。原子力災害対策特別措置法により、汚染に地域的なつながりがあるときは“出荷制限”あるいは著しく高濃度の値が検出されたときは“摂取制限”などの規制を実施し、同時にその解除手順を明確にするなどの対策を進めた。その結果、原発事故直後は高い放射線量の食品が見られたが、秋になるとキノコ類など一部を除き、放射線量は概ね低減した。」との説明があった。

ついで、当所機能生化学部と食品部の職員により、“放射性物質測定値の統計的特徴と不確かさ”と“食品中の放射性物質のスクリーニング法の考え方について”の講義があった。前者において、「放射線計測と化学分析ではそれぞれの不確かさについての考え方の違いがあり、測定下限値の確認（基準値の1/4：基準値が100 Bqの場合25 Bq以下）やスクリーニングレベル（基準値の1/2：基準値が

100 Bqの場合50 Bq以下）になるように測定条件を設定する必要があること、また、基準ではセシウム134と137を区別していないので、それぞれのピークの分離は不要であること」などの話があった。後者では、前述の測定下限値の確認やスクリーニングレベルの確認方法について、例を挙げて計算し、検査実施者の便宜を図った。

その後、活発な質疑応答が行われ、最後に、神戸環境保健研究所 田中敏嗣所長による閉会の挨拶があった。予定終了時刻を大幅に越え、関係者の熱気が残る中で終了した。

なお、地方衛研の研修については2011年に実施された事業仕分けの際、“地方衛研との連携にも力を入れるべきだ。”という仕分け人の意見があり、さらに全化協においても地方衛研職員の研修について当所に要望が寄せられていた。



本研修会で質問する参加者

世田谷用賀で撮影 2012年